

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名議員の指名	3
第2 一般質問	3
土 村 秀 俊 議員	3
1 利府町地域公共交通計画の取り組みについて	
2 不登校の対応について	
今 野 隆 之 議員	21
1 防災・減災対策について	
2 地方自治法の改正による国の指示権の拡大について	
浅 川 紀 明 議員	36
1 町内会による募金集めの問題について	
2 自然環境・生活環境と調和のとれた再生可能エネルギーの推進について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（15名）

1番	郷右近 佑 悟 君	2番	阿 部 彦 忠 君
3番	須 田 聡 宏 君	4番	高 木 綾 子 君
5番	皆 川 祐 治 君	6番	鈴 木 晴 子 君
7番	金 萬 文 雄 君	8番	土 村 秀 俊 君
9番	浅 川 紀 明 君	10番	今 野 隆 之 君
11番	小 渕 洋一郎 君	12番	高 久 時 男 君
13番	伊 藤 司 君	14番	羽 川 喜 富 君
15番	永 野 涉 君		

欠席議員（1名）

16番	鈴 木 忠 美 君
-----	-----------

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君
経 済 産 業 部 長	千 田 耕 也 君
都 市 開 発 部 長	村 田 晃 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 喜 宏 君
会 計 管 理 者	福 島 俊 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 部 長	小 澤 晃 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 口 優 君
主 査	戸 石 美 佳 君
主 査	高 橋 三喜夫 君

議 事 日 程 （第2日）

令和6年9月4日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○副議長（鈴木晴子君） 皆様、おはようございます。

鈴木忠美議長から欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

ただいまから令和6年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（鈴木晴子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、10番 今野隆之君、11番 小淵洋一郎君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 一般質問

○副議長（鈴木晴子君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

8番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔8番 土村秀俊君 登壇〕

○8番（土村秀俊君） それでは、改めましておはようございます。

8番、共産党議員団の土村秀俊でございます。朝一で一般質問するというのはちょっとあまり私ないんですけれども、こういうすがすがしい時間帯の質問でありますので、それにふさわしい議論を、やり取りをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問の通告についてですけれども、まず1番、利府町地域公共交通計画の取組についてであります。

（1）令和5年度で終了した利府町地域公共交通網形成計画で目標として掲げた各種の実施事業の中で実現し、成果として捉えている事業について、町の公共交通の課題解決・充実に向けてどのような効果があったと町は評価しているのかということと、それから、目標として掲げた事業で不十分な取組あるいは未達成だった事業などについては課題が残ったと思えます

が、これらの事業については、今回、新たに策定をした利府町地域公共交通計画にどのように引き継いでいくのか伺います。

（2）今回策定をした利府町地域公共交通計画は、令和6年度、今年度からの5年間で数多くの課題と目標を掲げて事業を実施していくことになっています。町は、これらの事業を実施することにより、住民の様々な要望に応え、便利で使いやすく充実した公共交通体系が構築されると考えているのかどうか伺います。

質問事項の2です。不登校の対応についてであります。

文科省によると、全国の小・中学生の不登校児童生徒数は、この10年間で11万人から30万人へと3倍近く増えております。利府町でも、去年の決算審査の委員会の中の質疑でも利府町の不登校児童生徒数は100人いるという答弁がありました。町も不登校の対応に適切に取り組む必要があると思いますので、以下伺います。

（1）町内の不登校の実態や、その要因について町はどのように把握をしているのか、また、それぞれの不登校の理由、これを踏まえて個々の児童生徒に対してはどのような対応をしているのか、行っているのか伺います。

（2）不登校を生み出さないためには、児童生徒が学習や友人との交流が楽しく感じられ、自然に登校したくなるような環境にするということが大事であると思います。町は、児童生徒が快適で安心した空間となる学校づくりに向けてどのように取り組んでいるのか伺います。

また、不登校の初期段階に直面して不安を感じる親、保護者に対しては、気軽に相談できる場を整えることも不登校予防としては大事だと思います。町は、教職員、カウンセラー、教育相談員など専門家と協力をして、親、保護者が安心して相談ができ、不登校の兆候が出た児童生徒にしっかりと対応する不登校相談体制の整備が必要だと思いますけれども、町の取組を伺います。

（3）町は不登校の児童生徒の学びの場として、学び支援室や心のケアハウスなどで学習ができるように努めております。今後、施設の拡張や増設などを含め、不登校の人数が増えたときにもしっかりと対応できるように不登校児童生徒に学習の場を提供することに努める必要があると思いますが、町の考え方を伺います。

また、富谷市、白石市、仙台市で運営が始まっている不登校特例校という不登校の子供たちの学校ですけれども、これを利府町でも整備をして不登校児童生徒の学びの環境の充実を図る施策の必要があると思いますが、その検討について検討する考えはないかどうか伺います。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、利府町地域公共交通計画の取組については町長、2、不登校の対応については教育長。
はじめに町長。町長。

○町長（熊谷 大君） おはようございます。8番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の利府町地域公共交通計画の取組についてお答え申し上げます。

まず（1）の利府町地域公共交通網形成計画で掲げた目標の成果などと利府町地域公共交通計画への引継ぎについてでございますが、議員御承知のとおり計画期間を昨年度までとしておりました利府町地域公共交通網形成計画では7つの数値目標を設定しております。その中で「中心市街地エリアへの施設誘導」と「まちなか経路上の施設へのバスの乗降者数」の数値目標を達成しており、そのほかの目標についても改善が見られたとの評価をしております。

また計画期間中に実施してきた事業として、町民バスの路線再編やバスロケーションシステムの導入、路線バス停へのベンチ設置による待合環境の改善、モビリティマネジメントの推進によるバス利用者の増加等もあり、一定の評価を得られたものと考えております。一方で、地域特性に合わせた移動サービスの検討や安定的経営基盤の確保など、継続的に協議が必要な課題については、新たな計画である利府町地域公共交通計画に引き継ぎ、今年度からの事業推進の指針としております。

次に、（2）の利府町地域公共交通計画に基づいた便利で使いやすく充実した公共交通体系の構築についてであります。前計画の策定以降、商業施設や宿泊施設の開店が相次ぐなど、町内の公共交通環境は目まぐるしく変化しております。新計画では、このような環境の変化を的確に捉え、さらには町民アンケート調査やワークショップの開催により住民ニーズを反映させた計画となっているものと考えております。

また、前計画の指標の1つである新たな交通サービスの導入を推進するため、本町では昨年の11月から乗合型A I オンデマンド交通システム、利府町版m o b iの実証運行を開始し、現在は1月の利用者が1,000人を突破するなど、多くの方々に御利用いただいているところです。m o b iの実証運行については、既存の公共交通機関への影響も検証しながら、今後、運行エリアの拡大についても検討を進めるとともに、地域の実情に合わせて町民バスの運行内容の見直しを行うなど、利府町地域公共交通計画に掲げた各種施策の重点事業を中心に、便利で使いやすい充実した公共交通体系の構築に努めてまいります。

○副議長（鈴木晴子君） 次に教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 8番 土村秀俊議員の御質問にお答え申し上げます。

第2点目の不登校の対応についてお答え申し上げます。

まず（1）の町内の不登校の実態や要因をどう把握しているか、また不登校の理由を踏まえた個々の児童生徒に対する対応、支援についてでございますが、ここ5年間の本町の不登校児童生徒数につきましては、令和元年度は小中合わせて32人でしたが、令和3年度以降、急激に増加し、令和5年度には119人とコロナ禍以前の2倍以上となっており、コロナ禍の影響が大きいものと考えております。

これまでも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談専門員などにより児童生徒や保護者に対する支援を行ってきたところであり、各学校とも具体策を持ってゼロを目指すよう、校長会、教頭会でも話してきているところです。

今年度からは、子供の心のケアハウスのスーパーバイザー1名が不登校相談専門員を兼務し、各学校の不登校の実態や要因等をヒアリングした上で一人一人のアセスメントシートを作成し、個々の現状等を踏まえた支援目標を学校と共有しながら継続した支援を行っております。その結果、前年度の7月末の不登校数56人と比較し、今年度は33人で23人減少するなど、子供たちが次のステップに進む一助となっているものと実感しております。不登校数が減少傾向にはあるものの、この2学期を迎え、さらに危機感を持って取り組んでいくことを校長会や教頭会で話をしているところです。

次に、（2）の児童生徒が快適で安心した空間となる学校づくりに向け、どのように取り組んでいるのかについてでございますが、子供たちが楽しく学校に登校することができるよう、各学校において校長の学校経営方針の下、学校の特色を生かした環境づくりや授業づくりに取り組んでおります。また、不登校対応担当の教員を対象として不登校対策会議を行い、中学校区ごとに児童生徒の状況を共有し切れ目のない支援を続けてきております。

また、不登校相談体制整備の取組についてでございますが、昨年度は3人のスクールソーシャルワーカーにおいて、不登校をはじめ発達障害や家庭環境等も含めてですが、約1,300件の相談を受けており、今年度は先ほど答弁いたしましたとおり4月から配置しております不登校相談専門員を中心にスクールカウンセラー8名、スクールソーシャルワーカー3名、教育相談専門員とともに学校と連携し、保護者に対する相談体制を強化しているところであります。そのような中でも登校渋りなど登校に不安があるお子さんを持つ保護者の方々の相談が増えており、初期段階から保護者の方々に寄り添った相談体制に取り組むよう指導を行っております。また、登校渋り、不登校の悩みや困り事のある保護者を対象にした茶話会、相談会も継続して実施し、対応の仕方や困っている内容について話し合いを持っているところです。

未就学児の保護者が問題を抱えていることもあり、各校の入学説明会の場において子供の心の変化などに対する保護者の悩みや登校に関する不安などの相談窓口として、ケアハウスや不登校相談専門員を活用するよう講話を行い、気軽に相談できる場の提供に努めております。

次に、（3）のケアハウスの拡張や増設を含めた不登校児童生徒の学習の場の提供についてでございますが、現在の施設の規模では通所する子供たちが増加した場合に対応が困難になることから、子供たちが安心できる居場所として十分な施設の確保が今後必要になると認識しております。今後、施設の拡張や増設などについては十分に検討してまいります。

また、不登校特例校、いわゆる学びの多様化学校の整備についてですが、不登校相談専門員の配置やケアハウスにおける支援強化、学び支援教室などの教室外の居場所づくりなど様々な取組を進めており、少しずつではありますが効果も見られることから、まずは現在の取組をより充実させてまいりたいと考えております。現在、整備については、現在のところ考えておりません。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃ、質問事項1の（1）について再質問します。

（1）地域公共交通網形成計画の評価と、それから地域公共交通計画への引継ぎということについて伺ったわけですが、言葉が長くなるので最初のほうを交通網計画と、それから新しいほうを公共交通計画とちょっと言いますので、その受け止めよろしくお願ひします。

答弁では、交通網計画の成果については7つの数値目標を基準に成果の達成度を検証したという答弁がございました。ただ町が示したこの数値目標の達成率というのは、町長が個別にいろいろ挙げましたけれども、町民バスの収支の問題あるいは公共交通の認知度あるいは利府駅と役場の乗降者数などが掲げられているわけですが、交通網計画全体からするとね、かなり限定的あるいは部分的な事業の評価にすぎないと思います。そういう点で交通網計画の柱となっているのは5つの基本目標というのがあるわけですが、この評価をするには、やや不十分ではないのかなと思います。そういう点でね、交通網計画の評価を、この数値目標の到達度だけを基準として交通網計画全体の評価をするというのはちょっと不十分だと思うんですけれども、その点について町の考え方、交通網計画全体の評価としてどのような基準ですね、評価しながら交通網計画全体をトータルで判断する、判定するののかということについての考え方について伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願ひます。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、網計画の基本目標ということで5つの目標を掲げさせていただいております。そちらにつきましては、まずまちづくりを先導する公共交通を目指すとか、そういった内容にはなっておりますが、それを含めた上で、それにまつわる、結びつく施策ということで、町では公共交通再編のプロジェクトだったり、交通環境改善プロジェクトだったり、利用促進のプロジェクトだったり、多様な主体との連携ということで4つの施策を掲げながら7つの指標に基づくような形で事業を実施しておりました。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今部長が網計画とおっしゃいましたので、そのほうが簡単なので私もちよっと網計画と言います。交通網計画のほうね。

私は、この網計画の評価、今回質問するに当たって、果たして6年間、この網計画に取り組んでどれほどの成果があったのかというのを新しい公共交通計画の冊子があるわけですがけれども、結構分厚い冊子ですがけれども、その中に網計画の振り返りという項目がありました。その中に事業の成果などが掲げられている場所があるわけですがけれども、3ページにわたって評価しているわけですがけれども、非常にこの掲げ方が非常に複雑なんですね。皆様、書いてある新しい公共交通計画見ていただくと分かるんですけども、その21ページから24ページかな、23ページまで3ページあるんですけども、そのやり方がね。基本目標というのは今部長が言ったように5本あるわけですがけれども、その基本目標の5本の中に、それぞれ目標の方向性というものが12個計上されてありました。そして、さらにその基本目標を実施するプロジェクトというのが4つほどありまして、さらにその4つのプロジェクトの中の推進の事業というのが15個あるわけなんですね。そして、さらに今当局が評価として掲げた数値目標という事業が、これ7つあるんですね。それが、つまりたくさん事業が掲げられているわけですがけれども、基本的には、その基本目標が5本あるんですけども、この目標がしっかり到達、達成できているのかということをお私に評価したいわけですがけれども、この3つのプロジェクトとか、推進事業とか、基本目標の方向性とかが錯綜していて、なかなか目標がどういうふうに通達されたのかというのが非常に分かりにくいわけですね。そういう点で、やはり基本となるのは、この網計画の柱となるこの5つの基本目標がどのように達成されたのかということについて、町としてしっかり把握しているのかどうか、その辺についての説明というのをもうちょっと伺いたいと思うんですけども、その辺についての考え方はどうですか、

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、網計画につきましては、先ほどお話ししましたとおり5つの目標をそれぞれ定めさせていただいております。その中で、議員おっしゃるとおり12個の方向性という形でそれぞれ実施をしてきているわけですが、この方向性につきましては網計画の中で全てが解決できている内容では確かにございません。一部、先ほど町長の答弁にもありましたが、計画値で策定しました町民バスの路線再編やバスロケーションシステムの導入など、バス停へのベンチ設置などということで改善をしていっているということで、網形成計画で掲げた目標については一部達成できているものと私たちは認識をしております。その上で公共交通会議にもこの内容を諮った上で、公共交通会議での了承を得た上で新計画に引き継いだという形になっております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今の部長の答弁で、この網計画の成果といいますかね、一部達成というか一部だけではないと思うけれども、結構達成しているのかなと思うんですけども、私なりにこの網計画のこの6年間の事業の評価について、どういうふうに判定というかな、判断すればいいのかなということをいろいろ考えたんですけども、ここで新しい交通計画の中で掲げた分析と併せて、あさってから決算審査が始まるわけですけども、その中で主要な成果の説明書というのをを使って審査するわけですけども、その中に総合交通対策費というページがありますよね。そこに、いろんなこの地方地域公共交通形成計画の事業の取組状況というのは、毎年の成果のこのページに掲げられているわけですね。ここに成果というのがしっかりと書かれているわけです。例えば、シルバーパス事業の充実とか、あとm o b iのことも書いてありますね、m o b iの試行的運行とか、あるいは町民バスがこの6年間の中で葉山路線の実現とか、あるいはバス停を充実させるというのは非常に大事なことで、屋根とか椅子とかの設置などについてもいろいろと事業の取組み方を掲げて評価した、評価というのかな、取組状況を示しているわけですけども、こういった点でね、これらを含めてこの網計画の基本目標の評価をしっかりとね、やっぱりこの新しい冊子の網計画の振り返りではなかなか評価が分かりにくいので、この決算審査で使う主要な成果の説明書なども掲げながら、しっかり検証した結果を検証し直すということが必要だなと思いますけれども、分かりやすいこの検証結果というのを表明する必要があると思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

分かりやすい評価ということで申し上げますと、まず利府町、先ほどの網形成計画ですね。そちらの策定目的の中で、まず本町の地域特性の現況、現状、あと町民ニーズに対応して効率的かつ効果的で将来にわたって持続可能な公共交通体系を構築するというのがまず目的でございます。その中で町民ニーズということでありましたバスの本数増便要望や時間調整など、そういった様々な意見が出ております。その中で、まず成果といたしまして、まず行きたい時間に行きたい場所に行けないとか、バス停まで歩くことができないとか、そういった意見がございましたので、m o b i を試験運行という形で、実証運行という形で実施をさせていただいております。そういった成果もございますし、バスの利便性の確保ということであればJRの時刻表の改正に合わせてバスの運行の時刻表を改正するなど、小まめに町民の方々が利便性が向上するような形で町では取り組んでいるところではございます。実際、いろんな御意見等もございますので、一つ一つ小さいことから大きいことまでやっていければ一番いいんですけども、やっぱり一つ一つの意見にお応えできるというものもかなり難しいところではございますので、町としてはそういった内容のものを実施しながら公共交通の網計画の課題を評価しております。

○副議長（鈴木晴子君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 網計画の成果について何度もくどく質疑するわけですがけれども、なぜかといえば、やはりこの網計画、まあ6年前につくったわけですがけれども、6年間実施してきて、それで終わりというだけじゃなくて、一部引き継ぐというお話もありましたけれども、この網計画の実施自体、この6年間の事業実施によってどういう改善がされたのかということについてしっかりまとめてね、検証してまとめて、議会だけじゃなくて、やっぱり町民に周知していくということが私は必要だと思うんですけども。なぜかと言えば、この網計画の策定料あるいは策定した後の、この網計画の推進もいろいろなコンサルなどに全て委託をして、総額で多分700万円から800万円のこの策定料あるいは推進委託料などがかかっているわけですから、貴重な町の財政を使っている計画でありますので、やはりつくりっ放しではなくて、もちろんここで評価はしているんですけども、非常にちょっと、ちょっと読んでもなかなかこう評価がしづらい、網計画の評価がしづらいような記載になっているわけですから、やはり分かりやすいものをもう一回検討し直して、この網計画のまとめの冊子はあるのか、あるのかどうかを部長に聞いたらそれ自体はないと。評価自体は、この3ページ、新しい計画の3ページに全て言い

尽くしてあるんだということになっているわけですがけれども、やはり町民向けに、町民の税金を使った計画ですので、その成果などについては分かりやすいものをつくって、冊子というのかな、何らかのものを町民の中に示していくという必要があると思うんですがけれども、その辺についての考え方を伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず計画の内容について、まず公共交通会議にその成果等も諮って報告をさせていただいておりますので、まずその報告をまず第一に町ではやっております。もっと分かりやすく町民にということであれば、そういった内容で、例えば広報紙なのかホームページなのか、そういった成果の部分について掲載して町民に広く知ってもらうという方法等も考えられますので、今後今までやってきた経緯とか改善された内容とか、そういったものも含めて、こういった形で町の施策の成果について町民に広く知ってもらうかということで、ちょっとその辺は再度検討させていただきたいと思います。

○副議長（鈴木晴子君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） この網計画について6年間いろいろ町が頑張って取り組んできたので、100点とは言わないけれども、結構町民のニーズに応えた事業がちりばめられてやってきたと思うので、今部長が言ったように、あえてパンフレットとか作らなくてもいいんですが、ホームページとか、広報はどうなのかな、やっぱりホームページが一番いいのかなと思うんですが、そこでその網計画を振り返ってというものを分かりやすくまとめて記載することが必要かなと思いますので、それは部長もやることを検討するというお話なので期待しておきたいなと思います。

それから、交通網計画の未達成の部分の引継ぎについてですが、答弁では移動サービスの検討とか経営基盤の課題などを新しい計画に引き継ぐということでありました。そういう点で、不足とか未達成な部分だけを引き継ぐようにちょっと見えるんですが、やっぱり交通網計画全体の課題については、新しいこの公共交通計画にも9つの課題が示されているわけですが、交通網計画と新しい公共交通計画の課題というのはそれほど変わってない、ほとんど同じなわけですから、課題自体が変わっていないわけですから、達成した部分も含めてしっかりと交通網計画全体をやっぱり引き継いでいく必要があると思います。

新しい計画には、今言ったように9つの課題を掲げてあるわけですが、その一個一個読めば、これもやはり地域に合わせたこの移動サービスや円滑な乗り継ぎ、近隣市町の移動手

段の確保あるいは高齢者の方の移動手段の確保などという課題がずっと掲載されているわけですが、網計画当時の課題とほとんど同じなわけですから、そういう点でいえば、名前は新しい計画に変わったんですけれども、事実上ですね、交通網計画の第2次交通網計画というのかな、名前は私変える必要なかったなと思うんですけれども、いろいろ介護とか国保とかも全て第2次、第3次で計画名が移り変わっていくわけなんですけれども、今回は第2次交通網計画でいっていいと思うんですけれども、それはさておいて、やっぱり課題とか基本目標の引継ぎについて、やっぱり全体、交通網計画の全体を分析しながら新しい計画に引き継いでいくと、引き継げばいいのかなと思うんですけれども町の見解を伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

議員御指摘の網計画のほうで全てが達成できたわけでもございません。達成できているものもございます。そういったものを少しでもレベルアップしていくような形で、新計画のほうで課題という形で9つの課題を掲げさせていただいております。その中で継続的な、やっぱり更新というかレベル、その内容を精査しながら引き続き皆さんに喜んでいただけるような公共交通体系を構築していくということで、網形成計画、網計画も引き継いでいる部分も多々ございますので、そういった内容で今後、公共交通計画を進めていきたいと考えております。

○副議長（鈴木晴子君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） それでは、（2）に移ります。

（2）は、新しい交通計画を5年間これから実施するわけなんですけれども、それによつての公共交通の在り方、在り方というかな、体系の構築か、についてどういうふうに考えていくのかということなんですけれども、答弁の中ではm o b iの充実あるいは町民バスの改善などを実施して、公共交通体系を便利で使いやすい公共交通体系に構築していくんだというような答弁がありました。今回の新しい計画に掲げた事業たくさんあるわけなんですけれども、今までの交通網計画とちょっと違った新しい事業が3つぐらい挙げられているわけです。

1つは町民バスの3路線化の検討と。事実上、今も3路線といえば3路線なんですけれども、葉山は朝は1本しか出てないわけなんですけれども、それも1路線と含めれば3路線なんですけれども、それだけでなく路線の延長あるいはバス停の新設、あるいは、それぞれの路線の運行形態、運行内容とかも見直すということが掲げられて、町民バスにかなり重点を置いて施策を取り組むということが1つ。

それから、もう一つ、デマンドタクシーの導入の検討ということで、これは一時町でも取り

上げる傾向にありつつあったんですけれども、ちょっと断念したというかな、利府町にはちょっとそぐわないというお話もあって、ちょっと棚上げになったわけだと思いますけれども、今回の新しい公共交通計画ではデマンドタクシーの導入を検討していくということで、デマンドタクシーもバス停まで行って乗るためのデマンドタクシーと、あとドアからドア方式というデマンドタクシー、2つあるわけですが、やはりこのデマンドタクシーを重視すると。m o b i を発展させてデマンドタクシーにつなげていくのかも分かりませんが、そういう点でデマンドタクシーにも検討を進めると。

それからもう一つ、これもちょっと今までないだけども、民間移動サービスとの連携という項目がありまして、これどういうことかなと思ったら、仙塩病院の病院送迎バスがありますけれども、そういう民間で運行する移動サービス、移動サービスというかな、送迎バスサービス、これに町が連携をすることを構築していくと。つまり、病院の送迎バスにも町民が、有料になると思いますけれども町民も利用できるようにする、そういう関係構築をしていくということで、3つぐらいの新しい取り組む事業がこの新しい計画には載せられているわけですが、この取組について町としてどういうふうに進めていくのか、それについて伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、ドア・ツー・ドアのデマンド交通という形で、まずデマンド交通自体の在り方というものもあると思うんですが、皆さんドア・ツー・ドアで1文字で行ける、一筆で目的地に行けるというのが一番皆さん望んでいることだと思いますが、まず利府町としましては先ほど町民ニーズというところでバスの本数の増便とか利便性の改善というところで、まず町民バスに対するとか、路線バスに対する御意見等ございました。その中でもう一つ、行きたい時間に行きたい場所に行けないとか、安くて自由に乗れる交通手段があると便利ということで、そういった御意見を踏まえて、町民バスや路線バスで賄えない、補えない部分につきまして補完的な意味を持ってm o b i を導入させていただいております。ですので、今実証実験運行中ですので、さらなる皆様の要望等、御意見等をお伺いしながら、こういった形が一番利府町に合った運行形態なのかということも含めて今実証運行しておりますので、そういったもので今後実施していきたいと思っております。

あと、仙塩病院等の例がございました。新しい公共交通計画の策定に当たっては、法律の中で、地域資源、地域の公共交通と連携してくださいというような文言がございます。その中では、確かに高齢者施設の送迎バスだったり、あとスクールバスだったりございますけれども、

やはりそれぞれ抱える問題等もございます。スクールバスであれば安全性、児童生徒が乗るバスに安全性の確保が図られるのかということもございまして、高齢者のバスであれば、病気をお持ちになった方がそういった送迎車に乗られれば、そういったことで感染リスクがあるということもありますので、ちょっとそちらのほうの利用、利用というか、賛同というものはちょっと得ては、今のところはないんですけれども、今後そういった機会、何かの機会を捉えながら、何か全体的に町だけでできる内容でもございませぬので、そういった御協力を得ながら、できるものがあれば協議を進めていきたいということで今回の計画には掲載させていただいておりますので、そういった今回の新しい公共交通計画の中で決めました内容を今後順次、実施していきたいと思っております。（「町民バスの3路線化」の声あり）

すみません。町民バスの3路線化につきましても、今までいろいろな考え方はございました。まず町民バスの3路線化につきましては、平成30年度から検討を行ってまいりました。イオン新棟利府の開業に伴い、イオンバスの買物バスが運行を廃止されたということもございまして、新たに利府駅からイオンの南館のほうに向かう新路線が乗り入れの検討があったということもあって、その中で公共交通を取り巻く課題がちょっといろいろと出てきたということで、前計画の中で掲げた3路線化については一旦立ち止まって検討を再度検討する、状況等も踏まえながら検討するというので、新計画の中でも3路線化も含めたバスの再編とか、バス路線の再編等も含めながら検討していくということで考えてはおります。そういった内容で掲載、計画のほうにも検討ということで、3路線化の検討ということで記載をさせていただいております。

○副議長（鈴木晴子君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃ最後に、（2）が最後ですけれども、今部長が言ったような3つの新しい事業も含めてたくさんの事業がこの5年間で実施していくということが計画の中に掲げられているわけですけれども、そしてね、その事業の実施のスケジュールというの、今年は何やる、来年は何やるかというのをずっと細かく書かれているわけですけれども、そういった点でね、この交通計画の事業がスケジュールどおり行っているのか、あるいは成果があったのかどうか、これは事業としてどうなのかと評価があると思うんですね、するわけですけれども、その都度の評価をする団体というかね、組織としては、町当局も含めて公共交通会議だと思っておりますけれども、公共交通会議が、その実施状況の分析とか、あるいは評価とか、到達状況とか、そしてそれを踏まえて、この計画の事業の改善などを決めていくわけだと思っておりますけれども、そういう点でいうと、この利府町の公共交通会議というのは非常に重要な組織だとも思っておりますけれども、このメンバーについては、たしか十五、六人だと思っておりますけれども、その構

成員の中には公共交通を実際に利用している人とかを含めた一般町民の委員の方は、今3人かな、3人か4人だと思うんですけども、やはり地域の切実な声あるいは利用者の切実な声を反映して、この新しい交通計画を進めていくということが非常に大事だと思うわけですけども、そういう点で、その一般町民の委員を、今3人だけでも倍ぐらいに増やすということも必要だと思うんですけども、町としての考え方について伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

今の公共交通会議のほうでいただいています、公募で入っていただいている町民の方につきましては3名ということにはなりますが、今老人クラブの連合会の会長も、お年寄り、老人の方の意見を吸い上げるという意味で、充て職ではございますが、お1人入っていただいております。ということで、4名という形で私たちは町民代表という形では捉えさせていただいております。

あと、併せまして法律の中で公共交通会議の構成メンバーについて定めがございます。その中で、内容に応じて、町のほうでは公共交通会議を21名のメンバーで構成をさせていただいて、うち4名の方が町民代表という形で構成をさせていただいておりますので、その中で皆様の町民の意見もそちらのほうで吸い上げていくという形で公共交通会議では諮っております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今の答弁で公共交通会議に高齢者の声を反映させるということで、老人クラブの会長さんも、これから入れるんだね、これから参加していただくということなんですけれども、高齢者の声というのももちろん大事だと思いますけれども、やはり公共交通機関、バスとか、バスだな、主にはバスなんだけれども、利用するのは若い人たち、学生、高校生とか、中学生も利用するのかな、中学生、高校生あるいは大学生とか、予備校生とか、専門学校の子供たちとかも利用すると思うんですけども、結構やっぱり若い人たちがこの公共交通バスなどを相当利用していると思うわけなんですけれども、そういう若い人たちのニーズとか要望というの、この公共交通会議の中に反映させる必要があると思うんですね。そういう点では若い人の参加ということも必要かなと思うんですけども、なかなかその会議の時間帯とか、なぜ委員にしないのかということをお話したら、会議の開催時間とかいんな問題があるということで若い人の声が入れづらいというお話だったんですけども、やっぱり若い人たちをこの公共交通会議に入れる、入れない場合はそういう人たちの声をどうい

うふうにくみ上げていくのか、その点について町の考え方を伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

若い方々の声ということで、反映の仕方につきましては、計画策定時に中学生、高校生からのアンケートを記載していただいたり、ワークショップなどを開催して、その中での御意見等をお伺いしながら計画の中にそういった御意見も取り込んでいくという形で計画は策定しております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） それでは、不登校に行きます。あと7分ある、6分しかないな。

（1）ですね。町内の不登校の実態についてですけれども、教育長の答弁の中では、令和元年度と令和5年度の5年間の比較ということで、令和元年が32名、5年が119名ということで、5年間で3.7倍ですね、割り算すると増えているということで、これはかなり大きな数字なんですけれども。ちなみに文科省が発表しているんですけれども、全国の増加率というのがあるんですけれども、令和元年、全国の不登校の小中学生の子供たちは18万人。これ令和5年はまだ発表ないんですけれども、令和4年度の不登校の児童数が29万人で、この4年間で国は不登校者の、不登校児童の増加率というの1.6倍なんです。それと比較すると、利府町の不登校の、人数は別としてね、増加率というの1.6倍の倍以上かな、倍以上あるということで、やっぱりちょっとかなり深刻だなと思うんで、町としてやっぱりしっかり取り組んでいくことが必要、今、実際取り組んでいるわけですけれども、取り組んでいくのが必要かなと思います。その前提として、この利府町の令和5年度の実績、実態、不登校の実態について基本的な部分ちょっと確認しておきたいと思います。

昨日、課長にちょっとお話ししていたので、小中合わせて利府は119人と不登校児がいるということなんですけれども、これ小学校が中学校がそれぞれ何人なのかということと、その不登校の児童生徒の欠席日数ですね。文科省にちゃんと届けていると思いますけれども、文科省が発表しているんですね、1つは不登校というのは30日以上休んだ子供たちは不登校と認定と、定義するわけですけれども、30日から90日以内の子供たちが何人で、90日以上欠席している子供たちというのはどのくらいいるのかということについて数字の確認をしたいと思いますけれども、答弁お願いします。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） では、お答えをいたします。

まず数ですけれども、30日以上のところでは、令和5年度ですね、30日以上が48名、それから90日以上が、数値が119から引いた数になりますので71名となります。

すみません、もう一つ。（「小学校は何名……」の声あり）小学校については39名、中学校については80名となっております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） この傾向については、やっぱり全国的な割合と大体同じかなと思います。

中学校が多くて、それからやっぱり90日以上 of 長期の不登校の子供たちというのは、結構、全国的にも多いんだけど、やっぱり利府町も同じように多いなと思います。この対応については後でちょっと聞きますけれども、質問通告の中では個々の児童生徒、不登校になった児童生徒たちの理由というかな、理由を把握しているのかということだったんですね。令和2年から、答弁ではコロナの影響が非常に大きいと考えられるという答弁がございましたけれども、確かに令和2年のときですね、3月から5月まで突然強制的に学校の長期休業が始まったということで、それから3年間、やっぱり教室の中での状態というのは非常に深刻な状況が続いたんで、それも含めて、やっぱり不登校の増加につながったのかなと思います。

ただ、じゃ令和2年から増えたとなっているわけですけれども、令和元年まではどうだったのかというと、これは、実際には平成24、10年前から令和元年までの8年間あるわけですけれども、町の統計は分かんないけれども、国の統計でいうと、やっぱりこの8年間で1.6倍、コロナ以前でも1.6倍に増えているという現状があります。多分、利府町も同じような状況なのかなと思いますけれども、そういう点で令和2年度からのコロナの時代で3倍に増えたということもありますけれども、それ以外にも様々な要因があって、この不登校児童生徒が急激に増えていると思いますけれども、その点について、増加している要因については、コロナ以外にはどういふことがあるのかなと、コロナ以外の要因については町としてどういふふう把握しているのか、その辺について伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） では、お答えいたします。

小中学校に分けて見ますと、小学校のほうでは、家庭環境、それから次が学力不振、そして集団不適応というものが主なものになります。中学校については、やはり家庭環境が一番、次が学力不振、集団不適応、そして、それに加えて退学と、無気力等含めての退学となっております。

ます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） そういう理由、不登校になった要因を一人一人把握して個別に対応しているのかということについて伺いたいと思いますけれども、不登校の理由というのは、昔ははじめが大きな原因かなというふうにも思っていたわけですが、今の不登校の原因というのは文科省が調査したわけですが、去年か、令和4年ね、一番大きいのが子供たちの無気力とか不安とかそういうのが、小学校も中学校も合わせて半分が何か理由がよく分からないんですね。そういう無気力とか不安とか行きたくないということが大きいということと併せて、あと友人関係とか、あと学校の勉強についていけないという子供たち、上位3つの理由というのはそういう理由なんですけれども、こういう理由を踏まえても多分利府の子供たちにも当てはまると思うんですけれども、そういう不登校の理由を一人一人個別に相談しながら、その対応というかな、不登校の解決というかな、学校に来るだけが解決方法ではないんですけど、いろんな不登校の対応ということについては、一人一人の子供たちに対してしっかり、いろんなスタッフがいるわけですが、そのスタッフとあと学校の先生が協力し合いながら、きめ細かく対応されているのか、119人いるわけですが、その辺について町の実情、報告をお願いします。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） では、お答えいたします。

不登校は本当に一人一人様々要因があって一人一人違うと、同じものは全くないということで、そういう点を踏まえまして、今質問があったとおり本当に一人一人に対してどのような状況でどうして不登校になっているのかという原因から、一人一人に合わせた支援策を計画を立てております。先ほどの教育長の答弁にもありましたように、今年度からこれまでのシートに加えて個別支援アセスメントシートというものを新たに作成し、それに様々、学校での状況、それから家庭での状況、個人の特徴ですとか、関係機関とどこで連携しているとか、それを踏まえて一人一人に対しての目標、初期の目標をして、そこを踏まえて第2次の目標等も記録としてあります。さらに、その目標を立てて終わりではなく、じゃあ、どのような具体的な支援ができるのかということで、各関係、先ほども答弁あったように連携をして進めているというところでございます。

○副議長（鈴木晴子君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今の部長の答弁では、これからのいろいろな取組について、いろんなスタッフの力を動員して一人一人取り組んでいくというお話でしたけれども、現状をちょっと聞きたいと思うんですけれども、令和5年度で119人の不登校児童が、生徒がいたわけですけれども、その子供たちに対しては、実際、なかなかこの一人一人の対応していくというのは、不登校の子供だから家庭訪問とかもしなくちゃいけないわけで、なかなかスタッフが、今いろいろ挙げたけれどもそれほど多くないわけで、そういう中で、この119人の子供たちの状況を一人一人把握して打開策をいろいろ解決策というのかな、保護者と実際に子供たちと訪問した方たちの話合いで解決していくということはなかなか難しいと思うんですけども、実際にはどうだったのかとか。その119人の子供たちをしっかりと把握して対応してきたのかということについて伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

119人トータルではいるということで、30日未満90日以上ということでそれぞれなんですけれども、ですので一人一人に同じような対応ということではなく、その一人一人の状況が様々ですので、家庭訪問をしなきゃいけないような状況の子供たちについてはもちろんそのようにしますし、30日以上といっても12で割ると月に3日未満というような状況の子たちも結局は不登校というカウントされるわけですけれども、そういう子供たちについては学校に実際登校している日が多いということもありまして、学校に来た際に学校でできる支援を考えると。また90日までいかないけれども、学校に来るのが朝から来るというんじゃなく午後から来るとか、給食の時間に来るとか、ちょっと行って早く帰るとか、それから夕方来てちょっと顔見せて帰るとか、様々な子供たちがいるので、その子供たちに合わせた支援を本当にきめ細やかにしているということで、119人全員に大変な思いをして支援をしているというところではないのかなとは思いますが、とにかく一人一人に本当に大切に思いながら支援をしているというところがございます。（「一言」の声あり）

○副議長（鈴木晴子君） 教育長。

○教育長（本明陽一君） 私から少しお話しさせていただきたいと思います。

一番、初期対応が本当に大切に、休み始めを十分注意するようにとお話をしております。小学校のほうは数的には少ないんですけれども、中学校に入ってから非常に多くなるんですね。中学校2年生ぐらいからということで、そうすると進学に非常に影響しますので、進学後まで考えた指導を行うようにと話をできておりました。特にコロナ禍、コロナの前は県内でも一

番少ない数だったと把握しておりまして、管内の中でも不登校が少なかったんですけども、非常に倍増するような状況でしたので、とにかくゼロを目指すようにという、厳しいお話ではあるんですけども、そういった話をしながら進めてきました。ただ、話をしただけではまずいものですから具体策を取りながら進めてきたところです。

各校の子供たちの要求については、個別的に全部表を作って私のほうに上がってきております。ただその中でも、やっぱり保護者の方々、非常に苦労されているということが分かりますので、保護者の対応の仕方も考えて指導に当たっていかねばならないとお話をしてまいりました。中には、学校でゼロの学校もあります。だけれども、全欠の子供も中にいます。全部来れないような状況の子供さんもいますので、そういった御家庭には本当にスクールソーシャルワーカーがじかに行ってお話をしたり、対処をするようにということで進めてまいりました。本当にうちの町から子供たちが健やかに育って学校に行けるような状況をつくってあげたいなとは常に学校の校長も思っておりますし、教育委員会も思っておりますので、数をとにかく少なくして学校を楽しい学校に行けるような状況を今後も考えてまいりたいと思っております。

○副議長（鈴木晴子君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） （2）にありますけれども、今、教育長言ったように初期対応というのは非常に大事だし、（2）では不登校を生み出さないような学校づくり、そのためには町はどういうふうに事業に取り組んでいくのか、その辺についてだけ伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

不登校を生み出さないためにということで、教育長も先ほど話したように、各学校で教育目標等あるんですけども、その中で、どの学校も大体入っている言葉としては、楽しい学校、それから、あしたも来なくなる学校などのように目指す学校像ということで設定をしております。本当に誰もが行きたくなる学校を目指して、そして誰一人取り残さないような教育をしていこうと、本当にそういう思いで校長が考えたものを全職員で取り組んでいるというところに加えて、教育委員会としましては、もちろん毎月の校長会、教頭会でも、その指示等をしているところですけども、加えて、今年度というか、昨年度の1月からスタートしたもので、中学校区ごとのブロックですね、1つの中学校と2つの小学校からのものが3ブロックあるんですけども、ブロック校長会、ブロック教頭会というものを今年の1月からスタートしております。今年度は4月と、それから、まさに今ですね、9月も始まったところなんですけれども、その中で年3回行う予定なんですけれども、その中で、それぞれの中学校区の中での不

登校に対する課題、現状、何かということでも共通理解を図り、各学校だけではなく地域の中でもどうやっていこうかということを検討しているというような対応をしておるところです。

○副議長（鈴木晴子君） 以上で、8番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○副議長（鈴木晴子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 今野隆之君の一般質問の発言を許します。今野隆之君。

〔10番 今野隆之君 登壇〕

○10番（今野隆之君） 皆さん、お疲れさまです。

10番 今野隆之でございます。マスク着用の上、質問させていただきますのでどうぞよろしくお願いします。

今回は2点、通告順に質問してまいります。

まず大きい1番、防災・減災対策について。

我が国では大きな災害が頻発しており、高い確率で発生することが予測されている南海トラフ地震と首都直下地震は被害が広範囲にわたるとともに甚大な被害が想定されております。本年1月1日には能登半島地震があり、大きな被害が発生しました。8月8日には宮崎県で震度6弱の揺れを観測したマグニチュード7.1の地震があり、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。また、台風10号も各地で大きな被害をもたらしました。

発災時は公助に頼ることは難しく、重要となるのは自助・共助であります。他人の助けを借りなければ避難ができない高齢者・障害者等の災害弱者に対して誰が誰をどのように支援するのか、そのためには何が必要であるかを考えていかなければなりません。自分の命は自分が守るという意識の徹底を図るとともに、災害時においても誰一人取り残さない社会を目指し、地区防災計画の策定、地域コミュニティの活性化、災害に強いまちづくり・持続可能なまちづくりの推進、防災教育に取り組んでいくことが重要であると考えます。

そこで、以下の点について町の考えを伺います。

（1）避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成状況、運用、課題について伺います。

（2）地区防災計画の策定状況、今後の見通し、課題について伺います。

（3）自主防災組織、地域防災リーダーの平常時、災害時の役割、現状、課題について伺います。

（4）防災意識の向上には、地域の大人と子供両方の意識向上を図る取組が重要であります。各町内会に防災士がいればさらに意識向上が図れ、発災時の対応も迅速にできると考えます。町内にいる防災士と町内会が連携を図れるような取組を町は検討してはいかがでしょうか。また、各町内会の防災士を増やすために防災士資格取得に要した費用の助成を行ってはいかがでしょうか。

（5）防災のデジタル化の進捗状況について伺います。

大きい2番です。地方自治法改正による国の指示権拡大について。

大規模な災害、感染症の蔓延等の非常事態に備えて、地方自治体に対する国の指示権を拡大する地方自治法の一部を改正する法律案が本年6月19日に参議院本会議で可決、成立しました。また、指示権の行使を必要最小限とするよう国に求める附帯決議も採択されました。個別法に規定がなくても、国が国民の生命保護のため特に必要と判断すれば自治体に必要な対策の実施を指示することができるとしています。機関委任事務が廃止され、国の指示権は災害対策基本法や感染症法等の個別法で規定されているにもかかわらず、なぜ今地方自治法を改正する必要があったのだろうか。地方分権改革に逆行する上、国の統制が強まることを懸念します。

自治体、日弁連、各地の弁護士会、有識者等からも懸念の声、反対の声が上がりました。6月2日の河北新報の記事によると、衆議院総務委員会の参考人質疑に出席した全国知事会会長の村井知事は、法案の必要性に理解を示しつつも地方分権改革で実現した国と地方の関係を崩してはならないと懸念を表明、事前の地方との協議や最小限度の発動になるように求めたとあります。指示権行使には全閣僚の同意が必要な閣議決定を経ることが盛り込まれましたが、事前に自治体から意見を求めることは努力義務にとどまりました。また、国会への事後報告を義務づけましたが、事前の国会承認は義務づけませんでした。理由として、事態が多様かつ複雑で特定の手続を必ず取るのは難しいとしています。努力義務ではなく義務規定にして、実際の運用では指示権濫用への歯止めとして事前にしっかりと地方の意見を聞くべきであり、事前の国会承認も義務づけるべきであると考えます。今後、国の不当な介入、権限濫用に対して監視を強化していかなければならないと考えます。

そこで、今回の地方自治法改正について町としてどのように捉えているのか、課題等はあるのかをお伺いします。

○副議長（鈴木晴子君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1、防災・減災対策について、2、地方自治法の改正による国の指示権の拡大について。

いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 10番 今野隆之議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の防災・減災対策についてお答え申し上げます。

（1）の避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成状況、運用、課題についてでございますが、町では災害時に自力での避難が困難である75歳以上の独り暮らしの高齢者や障害者手帳をお持ちの方などを対象に希望者からの申請に基づく登録制度を実施しており、避難行動要支援者名簿には335名の方が、個別避難計画には172名の方がそれぞれ登録しております。災害にいち早く対応するため、塩釜地区消防事務組合や利府町社会福祉協議会、自主防災組織及び民生委員に事前に情報提供し、避難体制の整備に努めるなど、地域における共助の推進に活用いただいております。

課題としては、対象者の中には御家族の理解が得られないことや個人情報を知られたくないという理由から登録を行わないという方がいることも認識しております。町としましても引き続き関係機関と情報共有や連携を図るとともに、民生委員から対象者への声かけや、地域包括支援センターの職員が独り暮らしの高齢者等の自宅を訪問し、訪問した際に制度の説明を行っていただくなど登録者数の増加に努めてまいります。

次に、（2）の地区防災計画の策定状況等についてでございますが、現在、町内26地区のうち4地区で策定され、町ではこれまでも地区の防災訓練や防災講話を通じて計画策定の指導や助言等を実施してきたところであります。しかしながら、地区防災計画作成には時間と労力を要すること、計画作成後も実践・検証を行うことが地区の負担になっており、計画策定が進んでいないことの要因となっております。今後とも、町といたしましては各地区の災害時に備えた地区防災計画作成が進むよう指導、助言等を実施してまいりたいと考えております。

次に、（3）の自主防災組織、地域防災リーダーの役割等についてでございますが、議員御承知のとおり、地域住民の協力により組織された自主防災組織は、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、日頃から地域の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練などを行います。一方、地域防災リーダーは、大規模災害時に地区の住民の先頭に立ち、初期消火や救出救護活動を行うリーダーとして、また平常時には地域の方々に防災点検、防災啓発を行い、いつ災害が発生しても対応できるよう防災訓練を繰り返し行い、防災に必要な知識や技術の習得に取り組んでいただいております。自主防災組織につきましては町内26地区中25地区で設立され、地域防災リーダーにつきましては先月時点で249名の方々に

登録いただいております、現在のところ課題等は特になく認識しております。

次に、（４）の防災士と町内会が連携を図るような取組についてでございますが、先日の新聞等で報道されたとおり、菅谷台町内会では防災士を育てるすばらしい取組を行っており、町内会の中には防災士と連携した取組を行っている地域もございます。町といたしましては、防災士と同様の知識を地域防災リーダー育成講座や宮城県防災指導員養成講習でも習得できることから、防災士に限定した連携ではなく、先ほど御説明いたしました各地区の防災リーダーなどと一緒に防災意識の向上を図れるよう支援してまいります。

また防災士の資格取得に係る費用の助成についてでございますが、民間の資格である防災士資格取得に当たっては、防災士研修センターの講習を受講し試験に合格した方が取得できるもので6万円程度を要すると伺っております。この資格は行政機関が実施している地域防災リーダー育成講座や宮城県防災指導員養成講習と類似していることから、町では受講される方々の負担にならないように行政機関が主催する講座や講習を御案内しているところでありますので、現在のところ防災士資格取得に係る経費の助成は考えておりません。

次に、（５）の防災のデジタル化の進捗状況についてでございますが、現在、本町では、防災行政無線のIP無線化に合わせて緊急速報メールなどと連動した町独自のアプリの開発を行っており、来年度からの運用を目指しております。さらに、県が既に開発した避難支援アプリ、ポケットサインの導入についても検討を進めております。

次に、第2点目の地方自治法の改正による国の指示権の拡大についてお答え申し上げます。

今年の6月26日に公布された地方自治法の一部を改正する法律につきましては、第33次地方制度調査会のポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申を踏まえ、DX進展のための対応や大規模災害等による国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例を規定するなど、地方公共団体が抱えている現在の課題解決に向けた重要な内容であると認識しております。議員御質問の大規模災害等の事態における特例については、総務省からの通知にもあるように、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体の責任と権限を明確化する趣旨のものであり、要件及び手続が定められたものであります。

また、国が地方公共団体に対する生命等の保護の措置に関する指示については、的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要であると認めるときに閣議の決定を経て、その必要な限度において必要な指示を行うものとされていることから、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮された内容となっております。現時点では今回の法改正に基づく課題の認識はございませんので、法令に基づく適切な運用に努めてまいります。

○副議長（鈴木晴子君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。今野隆之君。

○10番（今野隆之君） では、再質問を行っていきます。

まず、（1）ですね。避難行動要支援者対策、個別避難計画についての再質問ですが、この名簿、要支援者名簿について、名簿登録者は今現在335名ということですがけれども、この数字でですね、増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

減少傾向にあるというふうには捉えております。これは転出だったり死亡、また施設への入居により、こちらの避難の名簿から削除した方がいらっしゃるという状況でございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 減少傾向ということで、ただ新たな要支援者とか転入者いると思うんですけども、こういった方々に対してどのような対応をしているのか伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず現在、そうですね、名簿に登録していただいている方たちに対しましては年1回更新を行っております。そのときに現状の把握といたしまして、町としては住民基本台帳の内容を確認させていただきながら、その状況を確認しております。また、民生委員の方たちに個別に訪問していただきまして状況を確認していただき、名簿の内容を更新させていただいた上で、例年ですと3月の行政区長会議におきまして新しいものと交換をさせていただくという状況となっております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 民生委員が要支援者とか転入者に対して働きかけを行っているということなんですけれども、実際その働きかけを行って皆さん登録しているのでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね。登録は、気になる方などにつきましては常日頃の民生委員の活動などにおきまして声かけなどを行っていただいております。登録を強くお願いをさせていただいているところではございますが、答弁のとおり、個人情報など、また家族の理解などが得られず登録が進まない

場面なども見られているような状況でございます。こういったこともございますので、今後、町としまして、より登録を、まずこの制度を理解していただきまして納得した上で登録をしていただけるようにチラシの見直し、また広報紙などによる定期的なお知らせ、そういったものを活用しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 今後も制度を周知していつてもらいたいと思います。

次に個別避難計画についてですが、誰がどのように作成するのか伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

個別避難計画でございますが、こちらに関しましては名簿に登録をした方たちから希望により登録をしていただくという形になっております。こちらの作成は町が主体となっており、こちらの申請に関しましては原則、御本人が記載をしていただくと。また、高齢者や障害者など御自分で記入することができない方に関しましては、御家族や民生委員の方が代理で記入をしていただくという状況となっております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 高齢者等については、やっぱり家族とか周りがやっぱりきっちり見てあげるといふのが必要だと思います。その計画自体、書くことがたくさんあって作成はとても大変だという印象をお持ちの方もいると思うんですね。実際のところはいかがなんでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね。やはり計画策定に当たりまして先進自治体の事例を参考にモデル地区を選定し、試行的に行った状況が令和5年度でございます。そのときに町内会長や障害者の家族会、手をつなぐ親の会などの意見の中にございましたのが、記入欄がやはり多過ぎて書くのが大変、また災害時に見る箇所が多過ぎて、どこが重要な部分なのか分からないといった御指摘をいただきました。そちらを踏まえまして、現在、本年度から本格的に稼働させていただいているんですけれども、本町の様式につきましては災害対策基本法で規定した最低限の項目のみに絞らせていただいて計画を策定させていただいている状況となっております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 最低限の記入ということで、最初から100点というのにはあり得ないから、やっぱりその最低限のものをしっかりやっていただければと思います。

それと、記入欄に避難支援者というのがあると思うんですが、この避難支援者がいない、誰も助けてくれそうな人が私にはいないよという場合、どのようにしているのかお伺いします。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

遠方であっても支援をしていただける親戚等があれば御記入をいただくという形にはなっておりますが、そういった方もいないという方に関しましては、やはり町内会の中、隣人であったりとか民生委員さん、町内会役員の方たちなどに協力を得るなど調整をさせていただきながら、そちらの記入をしていただくこととしております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次に、個別避難計画の取組状況ということで国が令和6年4月時点の調査結果を発表しています。未策定、20%以下策定を合わせると59.5%ということで、あまり進んでない状況なんですね。それで、町は335人中172人が個別避難計画を作成したということは評価できるものだと思います。今後、残りの163人の計画策定はどのように進めていくのかお伺いします。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね。まず名簿に登録をしている方に関しまして、こちらの計画を作成するという形になっておりますので、こちらは名簿の更新が年1回行われますので、そのときに再度、計画の登録について、こちらからもお願いをしていきたいと考えております。そのときに使うチラシなどですね、今後、より分かりやすく工夫をさせていただいた上で、民生委員などが説明しやすく、対象者がより理解し納得していただけるような内容としたものに作り変えを行いながら対応を進めていきたいと考えております。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） おおむね5年程度で作成ということも聞いていましたけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

こちらの計画につきましては令和8年度までの努力義務という形になっておりますので、本町といたしましても、より多くの方に登録をしていただけるように今後も努めてまいりたいと考えております。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 優先度を考慮しての個別避難計画の作成というのはどうなんでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

国の指針としては、やはり町が優先度を見ながら優先的に登録をしていただけるようにというお話はございましたが、本町の人数的なもの、既に半分以上が登録をしていただいているという状況もありますし、年1回の更新時に現状把握させていただいている、そのときに本人にお会いするということができているという現状がございますので、今後もそういった方たちに強く登録をお願いしていく形を取っていきたいと考えております。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） それと福祉専門職の活用というのも国はうたっているんですけども、福祉専門職について以前に私が一般質問したときには次年度からちょっと考えていくということですけども、福祉専門職に委託する考えはどのようになっているか、お伺いします。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

確かに、国が策定に当たってそういった方々の御意見を聞くというところを挙げております。

本町といたしましては、まず町が主体となって作成するというところがございますので、今後、ケアマネジャーなど介護支援専門員、相談支援専門員など、そういった方たちの活用については検討はしていきたいと考えております。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 検討させていただいてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、関係機関に情報提供ということでお話がありましたが、個人情報の取扱いですね、非常に難しい問題だと思うんですけども、これについてどのように取り扱っているのか伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

個人情報の取扱いということでお話をいただいております。こちらに関しましては、まず地区自主防災組織に提供するに当たりましては、行政区長会議などの場におきまして御説明をさせていただいた上で提供をさせていただいております。

なお、この名簿計画などにつきましては、更新したものと交換ということで対応をさせていただいております。また、平時におきまして厳重な保管ということを強くお願いをしているところでございます。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 条例についてなんですけれども、避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例などの名称で条例を制定している自治体があるんですね。それで、これは、例えば避難行動要支援者の同意を得ないで避難支援等関係者に対して名簿提供ができるものの、要支援者が拒否または不同意の申出をした場合は提供できないとする内容の条例が多いみたいなんです。町でも、条例の制定について研究、検討してはいかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず条例の制定というところは現在考えておりません。これは、今後についてはやはり先進地があるのであれば、そういったところの状況など調査研究をさせていただければと思います。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 3月のNHKのニュースによると、能登半島地震で震度5弱以上の揺れを観測した石川県内の17の自治体に取材ということで、要支援者の名簿は全ての自治体が作成していたということなんです。それで個別避難計画や、それに準じたものを策定していると回答したのは2つの自治体、12の自治体は策定途中、3つの自治体はまだ未策定ということでした。さらに、今回の地震で計画を活用できたかと尋ねたところ、避難を手助けしてくれる地域住民の情報が不十分だったり、全域が被災したため指示が出せなかった。それで計画を策定していなかった自治体も含め、少なくとも8つの自治体が活用できなかったと答えたとのことでした。内閣府は、計画はつくって終わりではなく実効性を高めることが必要だとしています。今後、個別避難計画を実効性のあるものにしていくにはどのような対策を立てていくべきか伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず国の指針におきましても、やはりこちらの計画を活用した避難訓練などを行っていただきたいというお話もございますので、今後、町内会等で行われる避難訓練等でこちらの計画を活用した形で行っていただけないか、こちらも問合せなどを行いながら検討していただくように進めていきたいと思えます。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 私も実効性を高めるため避難訓練等を行っていくべきだと思います。

今後、急速に少子高齢化が進んで地域住民の関係の希薄化とか、地域コミュニティが変容していく中、要支援者が増加し続けて支援者が減少していったときに、さらなるその対応策というのが必要になると思うんですね。それで、町としてどのように対応していくのか、今後ですね、伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず防災計画等と連携、連動しながら避難を災害弱者の方に対して行っていくというのが前提になりますので、関係機関と連携を図りながら今後、進めていければなと思っております。

たしかNHKのほうでは民間とのというお話があったと記憶をしております。そういった中で、一例ではございますが災害弱者ということではございませんが、今年度、神谷沢地区のほうに認定こども園を開園し運営が始まっております。こちらの園につきましては、地域との交流、そして地域貢献といったところでお話をさせていただいているところではございまして、災害備蓄品の町内会への提供、そして一時的な、神谷沢の集会所のほうがいっぱいになった場合など、遠くの避難所のほうに避難することがないように施設の一部を開放していただけるなどといった協力をいただけるという体制をお話をさせていただいているということもございまして、今後そういった民間との連携というところも含めながら災害弱者の対応については検討したいと考えております。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） やはり企業との連携というのも非常に重要だと思います。

次に、（2）に移っていきます。

県の高齢者人口調査結果によりますと、令和6年3月末時点での県内市町村の65歳以上の割合を示す高齢化率、これは本町は26.1%、高齢化率の低い順では県内第6位となっております。独り暮らし高齢者世帯、高齢夫婦のみの世帯も増加しているので地域で見守る活動の強化は必

要であると考えます。地区防災計画はいざというときに地域コミュニティーごとに効果的に防災活動を実施できるようにするためのもので、地区特性を踏まえた実践的な計画を作成し、地域コミュニティーの公助の意識の向上と人材育成を進めていかなければなりません。地区防災計画の策定状況ですが、私が2年前に一般質問したときは3地区でした。今回は1地区増えて4地区とのことですが、4地区とはどこになるのか。それと、町はどのような活動をしているのか把握はしていますか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず作成している地区につきましては、野中一部、東町、皆の丘、青山地区の4地区となっております。

活動につきましては、どちらの地区も防災訓練等そういったものを実際には行っておりました。防災計画の策定がまだ行き届いてない部分につきましても訓練の実施計画みたいなのはお持ちと聞いておりますので、それで活動していると認識しております。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 地区防災計画は、あらゆる世代が安心して暮らせるための共助の取組です。国では、計画素案作成推進のための自治体の伴走支援が必要だとしています。計画素案の作成主体は住民であります。住民だけで計画作成には限界があり自治体の支援は重要としています。未作成の地区に対する指導、助言はなかなか難しいと思いますけれども、具体的にどのように行っていくのか伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 答弁の中にもございましたが、防災訓練や防災の講話等を通して、防災計画の策定につきまして周知しながら、それに併せて町での支援等もしていきたいと考えております。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 国で示したひな形みたいなものがあるんですね。そういったのもやっぱりその地区のほうに示してやっっていけば、結構、作成するところも増えていくのかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） そのようなひな形も利用させていただきながら周知に努めて、作成が進むようにしていきたいと思っております。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） よろしくお願ひします。

次に、じゃあ（3）に移っていきます。

災害時の避難支援はあくまでも地域の役割とされています。地域の民生委員や自主防災組織の役員等が役割の中心を担っていると思われませんが、地域の民生委員や自主防災組織の役員なども高齢化しており、高齢者が高齢者を支援する構図になっていることは否めません。地域コミュニティが変容している中、支援体制の構築が難しくなっている状況にあります。町としての今後の対策を伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願ひます。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答ひします。

今後の方向性といひますか、そちらにつきましては、この自主防災組織、そちらにつきましても地区で組織を形成していただくこととなりますので、高齢化とかそういった問題はついてきますが、今までどおり防災の自助、共助、そういったものを理解をいただきながら組織を形成できるように支援してまいりたいと思ひます。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 自主防災組織は26地区中25地区で設立されているとのことでしたが、残りの1地区はどんな現状なのか伺ひます。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願ひます。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 26地区中25地区が計画が策定済みでございますが、残りの1地区につきましては新しい地区になっております。素案的なものはもう出来上がっていると聞いてはるんですが、町内会の総会にまだ諮ってなくて、こちらから早く総会に諮っていただけるように準備を今しております。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 承知いたしました。

次に、地域防災リーダーについて伺ひます。

先月時点で249名が登録しているとのことでしたが、年代別、男女別の人数を伺ひます。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願ひます。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） まず男女別になります。男性は186名、女性が63名となっております。

年代の構成につきましては、30代から50代が28名、すみません、60代が56名、70代が132名で、80代の方が32名という構成になっております。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 地域防災リーダーにおいても高齢化が進んでいる状況にあり、女性の割合が少ないなという状況ですね。やはり若者、女性の視点がとても大切だと思います。地域防災リーダーの若者、女性を増やす方策を伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 御質問にお答えします。

何度も繰り返すようになるんですが、こちらの趣旨を皆様に御理解いただくように町でも周知等に努めまして、女性の方、若い方々に御理解をいただきながら1人でも多くなっていただけるように周知を進めていきたいと思えます。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 周知のほう、よろしく願いいたします。

次に（4）に移っていきます。

防災士と町内会が連携を図れるような取組ですね。先ほど町長のお話にもありましたけれども、菅谷台町内会では地域の大人と子供両方の防災意識向上を図る取組が進められております。災害時に役立つ知識や備えの大切さを学び、防災士資格の取得を目指す住民には町内会独自で費用を補助するとしています。非常に素晴らしい取組だと思えます。町として何らかの支援を行うべきと考えますがいかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 先ほど答弁の中にもございましたが、現時点で防災士という資格を取得するための費用につきましては、助成するという考えは今の時点ではございません。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 費用面ではなくて、例えば、何かお金じゃなくて支援するという考えはどうですかね。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 防災士の費用じゃなくてということですが、答弁の中にもあるんですが、町としましては防災リーダー等の養成につきまして周知しまして、そちらの行政機関でやっている講習等になりますが、そちらを受けていただいて同等の知識等を習得していただくような周知に努めてということは考えております。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 周知の方法ですけれども、ホームページとか広報紙とかでよろしいので

しょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） おっしゃるとおりホームページとか広報紙とか、そちらでその講習等の御案内は出させていただいております。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次に、登録防災士制度についてちょっとお伺いしたいんですけれども、いわき市では高齢化や人口減少が進行する中、迅速かつきめ細かい被災者支援を進めるため、さらなる共助の担い手を育成し、防災力の強化を図ることを目的として、令和4年8月に、いわき市登録防災士制度を創設しました。登録者数は、令和6年6月現在で274名となっております。本町でも登録防災士制度を創設してはいかがでしょうか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。ちょっと外れていますけれども、総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） この内容につきまして、ちょっとこちらでも準備をしておりませんでしたので、今のお話のほうですね、今後のために調査はさせていただきたいと思います。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 次、（5）番に移ります。

防災行政無線のI P無線化に併せ、緊急速報メール等と連動した町独自のアプリを開発中で来年度からの運用を目指しているとのことですが、防災、災害情報のほか行政情報、例えば、家庭ごみ回収情報とか交通情報、観光、イベント、スポーツ情報、交通安全、防災情報も盛り込まれる予定なのか伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） そのアプリを今現在つくっているわけですが、最初は防災無線の情報とか、そういった連携したもの、Jアラートとかですね、そういったものの連携と、あとは今広報で行っておりますLINEとか、そちらでも使用しています情報について、そちらのアプリでも確認等ができるようにとは今現状でやっております。ただ、ちょっと交通情報とか、その辺につきましては、今から、今後考えていく部分になるのかなとは思っております。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 県の避難支援アプリ、ポケットサインの導入を検討しているとのことですが、ポケットサインの内容ですね、伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ポケットサインの概要になりますが、避難前ですと避難情報の発信

とか、そういったものになります。あとは、避難所に到着した際に本人の確認をして、避難している、もう退所した、そういった管理ができるようなアプリになっております。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） これはいつぐらいから導入予定となっておりますか。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

アプリの導入時期につきましては、ただいま県とそのアプリ利用につきましてはの協定の内容の確認等を行っておりますので、ちょっと何月というふうにはお伝えできないんですが、早い段階で使用を開始できるように努めてまいります。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） よろしくお願ひします。

次に、クラウド型被災者支援システムについて伺います。

内閣府では、自治体の被災者支援に関するシステム整備促進を目的として、このシステムを構築して、令和4年度から地方公共団体情報システム機構が運用を開始しています。これは地方財政措置も行われ、社会全体のDX推進にも貢献することから積極的に活用すべきであると考えます。令和6年3月議会で鈴木晴子議員がこの件について一般質問しましたけれども、災害時に国や県と情報共有することは不可欠であり、導入により、さらなる連携も期待できる、国や県の動向を注視していきたいとの答弁でありましたが、その後の検討状況をお伺ひします。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

以前にも御質問いただいて回答している内容でございますが、こちらのほうですね、検討というか調整のほうを確認等しております。全国で今56市町村が検討はしております、そのうちの33の自治体が利用を開始する準備をしているということでございます。数が少ないから町のほうでとかということではないんですが、導入に当たりまして、やっぱり費用とか、そちらの検討もしなきゃいけないものですから、先ほど議員さんも申しあげましたように、国県との情報の連携とかそういったものの大切さというのは十分理解はしておりますが、まだ調査、検討、その辺の段階にございますのでということになります。

○副議長（鈴木晴子君） 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 検討を進めていてもらいたいと思います。

次に、地方自治法の改正については、これは法律事項なので再質問は行いませんのでよろし

くお願いします。

以上となります。

○副議長（鈴木晴子君） 以上で、10番 今野隆之君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開は13時15分といたします。

午後0時01分 休 憩

午後1時13分 再 開

○副議長（鈴木晴子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 浅川紀明君の一般質問の発言を許します。浅川紀明君。

〔9番 浅川紀明君 登壇〕

○9番（浅川紀明君） 9番 浅川紀明です。

いつもの一般質問は、私、大体トップバッターなんですけれども、今日はどういうわけカラ
ストバッターということで、あと昼休み終わって一番眠くなる時間帯ですけれども、皆さんの
目が覚めるような質問をするように努めたいと思います。よろしくお願いします。

じゃあ早速、一般質問の通告書を読み上げます。

質問は2つあります。

1つは、町内会による募金集めの問題について。

6月に私は町内会の役員として地区総務や班長をお願いして、町内会費とともに緑の募金、
それと赤十字の募金を住民の方から頂きました。募金は町から行政区長を通じ町内会に求めら
れたものです。ちなみに、秋には今回の募金とは別に赤い羽根、歳末助け合い、そして社会福
祉協議会の会費の募金があります。これらの募金は基本的に任意といいながら、集金に当たる
班長に求められると、どうしても御近所と足並みをそろえなければならないというような心理
的な圧迫、心理的な圧力が働いて実質的には強制のようになっています。

町民の生活は、物価高騰とそれに見合わぬ賃金あるいは年金受給額の低迷、それから重税、
そして社会保険料の引上げによって大変厳しいものになっています。特に年金生活者にとっ
ては極めて厳しい状況です。1970年代のような1億総中流時代というのはもう過去のもので、現
在は多くの住民が物価高・重税・社会保険料の引上げによって、この3重苦にあえいでいます。
それにもかかわらず、昔からの慣例で町内会が募金の収納業務を担う、実質的に強制的にも感
じられる募金活動が行われており、この問題は全国的な問題にもなっています。

質問事項、何十年も実施されてきた組織的な募金活動であり、また根拠となる関係法令も定められているので、募金活動自体を中止・停止するというような急な改善は困難だろうと思いますが、住民の経済的な状況の悪化に配慮し、また募金は基本的に任意であるというその趣旨にのっとり、募金の在り方について見直す時期にあるものではないかと考えます。

その第1歩として各行政区でどのような要領、例えば戸別集金なのか、町内会費上乘せなのか、そういったいろんな要領がありますけれども、どんな要領で募金が行われているか実情把握をしてはどうかと考えます。この点について当局の見解を伺います。

2つ目の質問、自然環境・生活環境と調和のとれた再生可能エネルギーの推進について。

さきの定例会、6月の定例会では、再エネ（特に太陽光発電）の推進と災害防止を含めた生活環境などとの調和を図るための条例の制定について当局の適切な対応を求めましたが、十分に議論を深めることができませんでしたので再度同じテーマで質問します。さきの定例会では、町の条例、未制定の、条例が何で制定されていないんだという、その理由を問うたところ、条例制定の必要性はないとの答弁であり、その理由は次の3点でした。

1つ目、①県の条例が令和4年に施行されていること。対象が合計出力50キロワット以上の設備ということなのですが、50キロワット以上の設備は県の条例で規制できるということになります。以下、県の条例を引用するときには①と言わせていただきます。

続いて、②電気事業法による届出が令和5年3月から義務化されている。合計出力10キロワットから50キロワット未満、いわゆる県の条例の対象にならないやつですね。そういった小規模事業用発電設備も基礎情報、具体的には住所、氏名、連絡先といったもの、それから技術基準への適合、そして使用前の自己確認、この3点について国への届出が義務化されている。以下、②と言います。

③環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインが令和2年に示されていること。

以上、①、②、③を理由として、さきの定例会では、当局の答弁、条例制定の必要はないということでありました。また、さきの定例会では、町内の太陽光発電設備は30件、内訳として、50キロワット以上、これは県の条例の対象になるやつですね、これが8件、それから対象にならない10キロから50キロワット未満、これが22件、合計30件という答弁でした。が、思いのほか多くの発電設備が既に町内に設置されているという印象でした。

私は特に、県の条例から漏れている、対象外となっている小規模事業用発電設備、すなわち合計出力10キロから50キロワット未満を対象とした条例制定を主張しております。小規模事業用発電設備だけでも、全国では、令和3年度の統計で全国で194件と数多くの火災・感電等の事

故が報告されております。町内の発電設備でも今後事故が起こる可能性は十分にあると考えます。

また、関連条例を既に制定している県、それから県内18の市町村の条例制定の趣旨・背景事情、いってみれば、どういう理由で条例を制定したかということをご自治体のホームページで調べてみると、多くがトラブルの発生、維持管理等の住民不安、災害発生の懸念、野生動物の生活環境の悪化、さらに事業終了後の設備放置の懸念といったものであります。町内でも既に数多くの発電設備が設置されているので、同様の懸念を抱く住民は少なくないと考えます。また、条例の中身を具体的に調べてみますと、ほぼ共通的に禁止・規制区域の設定、自治体への届出義務、住民への事前説明義務、維持管理等義務、こういったものを条例で課しています。現状では、残念ながら条例がないために、これらの義務を事業者課すことができず、発電設備の設置は言わば野放図な状況にあります。

ということで質問。さきの定例会では、②電気事業法による国の届出義務化。先ほど申し上げたように細部は基礎情報、技術基準への適合、使用前自己確認、この3点ですけれども、この3点の届出義務化により条例制定の必要はないとの答弁でしたが、そもそも届出というのは許認可を求めるための申請と異なり、何ら事業者に対する拘束力がありません。また、国に届けられた基礎情報ですら、住所、氏名、年齢、年齢はないですね、連絡先といったもの、基礎情報ですら自動的に市町村に共有される仕組みになっておらず、技術基準の適合義務があるといっても単に電気保安上の技術基準への適合義務を課しているのであって、条例制定自治体の条例にあるような住民への事前説明義務、維持管理等義務の代わりにはならないものです。

したがって、電気事業法による届出義務化は条例に代替することはできない、条例に代わることはできないと考えますが、今後、起こり得る事故、それらに起因する住民の不安に条例なくしてどのように対応するのか当局の見解をお伺いします。よろしくお願ひします。

○副議長（鈴木晴子君） ただいまの質問について、当局、答弁願ひます。

1、町内会による募金集めの問題について、2、自然環境・生活環境と調和のとれた再生可能エネルギーの推進について。

いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 9番 浅川紀明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の町内会による募金集めの問題についてお答え申し上げます。

各行政区における募金要領の実情把握についてでございますが、現在、町内会で集金している各種募金は、日本赤十字社をはじめ各実施主体からの依頼に基づき実施しており、町民の皆

様の善意により成り立っているところです。地域福祉の推進や住みなれた地域での安心安全な暮らし、さらには共助の取組の拡大などを目的とし、地域福祉事業及び災害時における人道的支援などに活用されております。また、集金の方法については各行政区の裁量に委ねられており、各地区の世帯数や、さらには地域性に応じて行っていることから、まずは行政区長会議において意見交換会などの機会を捉えて情報共有等を図っていただくことが有効であると考えております。

次に、第2点目の自然環境・生活環境と調和のとれた再生可能エネルギーの推進についてお答え申し上げます。

今後の対応についてでございますが、太陽光発電設備に関する条例が制定されていない場合、環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインを参考にすることとしており、10キロワット以上50キロワット未満の事業用太陽光発電施設においては、立地検討段階から設計施工、処分に至るまでの計画の段階で、必要に応じて国や県、市町村に対して事前相談や報告等を行うこととされております。さらには、事業の概要や環境配慮の取組等についても十分に地域とのコミュニケーションを図ることが求められております。また、電気事業法においては、議員御承知の基礎情報届出制度や安全管理に関する使用前自己確認制度が義務化されていることから、太陽光発電設備導入についての安全確保が図られているものと認識しております。

このようなことから、町ではホームページ等を通じて、事業者に対して環境省のガイドラインや電気事業法の内容を周知し、今後起こり得る事故やそれらに起因する住民の不安等の問題の解消に努めてまいります。

○副議長（鈴木晴子君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） それでは、再質問します。

まず募金の関係、行政区長会の場において実情把握をしたいといった趣旨の答弁でありました。その要領で、ぜひお願いしたいと思います。当局から各26の行政区長に電話で確認すれば簡単に済むことではあるんですけども、行政区長の区長会の場、たしか9月30日に予定されていると承知しておりますが、行政区長会の場において実情把握をすれば相互に情報共有が図れる、またさらに意見交換もその場でなされると思いますので、そういった要領がより適切であると思います。よろしく申し上げます。

すみません、これから再質問です。

そして実情把握をした場合ですね、恐らく多くの町内会では、私はたまたましらかし台町内会に属していますが、しらかし台町内会と同様に戸別集金というやり方で募金を集めて

いると思います。また一部の町内会では戸別集金でなく町内会費に上乘せといったことでやっている、そんな調査結果になろうかと推測します。結果がどうであっても、経済的に困窮している住民に配慮して募金要領見直し、各行政区長に募金の任意性をより重視した募金要領を提言していただきたいと考えます。

具体的にこういった提言をしてくださいということを一案として言いますが、例えば回覧板等で、まずは募金の概要をお知らせするとともに、1つ目の具体的な要領、任意性を重視した具体的な要領ですけれども、今年から募金の戸別集金はしません。寄附をされる方は、寄附をされる御意思のある方はいついつまでに班長のところに持ってきてください。2つ目、寄附を御希望される方は班長が集金に伺いますので回覧板の名簿に名前をチェックしてください。3つ目、いついつ、集会所で募金受付をしますので、募金の御意思のある方はそこにお越しください。こういった要領をぜひ提言していただきたいと思います、実情把握の場においてですね。

ただ、基本的に募金要領については町が統制する筋のものでなく、先ほど町長の答弁にもあったように各行政区長の裁量に委ねられているということもあって、あまり細部まで当局から提言という形、アドバイスという表現を取ったとしても、なかなか踏み込んだ言い方は難しいと思います。ということで最低限ですね、少なくとも各行政区長に、これまでの戸別集金のような募金要領にとらわれず、従来からの慣例にとらわれず、任意性をより重視した募金要領をぜひ御検討くださいと。そういったオブラートに包んだ表現でも結構ですから、そういった提言をぜひ行政区長会の場において言っていただきたいと思います。当局の御見解を伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず提言ということでございますが、募金の実施主体が町以外にあり、それぞれの要綱、要領なりに基づきまして全国的に行われている状況でございます。また、町内会につきましては任意団体として、その自主事業の一環として協力依頼を受けた上で活動しているという状況でございますので、任意の活動について町が提言をしていくということは難しいと考えております。まず、そうですね、任意といったところにつきましては、各実施主体のホームページ、また要綱などにおきまして記載がされているなど広く周知がもう既にされているものと捉えておりますし、また、町内会におきまして、先ほどお話のありました裁量についても、それぞれの地域の実情に応じてこれまでも取組を行ってきたと捉えております。

このようなことから、今後につきましては、やはり任意といったところは重視しながら、そ

それぞれの地域の情勢に合わせた新しい取組についての検討といったところは町内会で行っていただければよろしいのではないかなと考えております。

以上です。

○9番（浅川紀明君） 分かりました。ありがとうございます。

○副議長（鈴木晴子君） 浅川議員、挙手して。浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 分かりました。ありがとうございます。

当局の立場というのは、募金要領について、先ほど私が申し上げたようにとにかく統制できる立場でもなく、さりながら、今答弁の中にあつた、任意を重んじ各行政区で新たに要領を検討していただければいいんじゃないかといった趣旨の答弁をいただきました。ありがとうございます。

大体、以上で質問を終えたいところなんです、最後に町長に町民が経済的に困窮している状況についての所感をいただきたいと思うんです。その前に、いきなり所感といっても難しいと思うので、ちょっとかみ砕いて私のほうからどれほど経済的に困窮しているかということについて、もう少し付言したいと思います。

○副議長（鈴木晴子君） 浅川議員。

○9番（浅川紀明君） はい。

○副議長（鈴木晴子君） 今回の質問は、大項目といたしまして募金集めの問題でございます（「分かりました」の声あり）ので、その困窮している部分の募金と関連が物すごくあるのであれば今のは町長にお聞きできるかと思うんですが、議員的には（「分かりました」の声あり）いいですか。

○9番（浅川紀明君） はい。じゃあ、町長の所感をいただくのはやめます。

先ほど、私が申し上げた問題提起は、長年の慣例にとらわれないで募金要領、より任意性を重んじた募金要領の方向で見直すべきではないかということなんですけれども、その背景は、くどいようですが、町民が物価高、それから重税、それから社会保険料の引上げ、この3重苦にあえいでいると、極めて困難、極めて経済的に苦しい状況にあるという背景があります。その3重苦のことをちょっと付言したいと思いますが、町長の所感関係なくですね。

物価高騰と賃金の低迷ということについて言うと、御承知のように2年半前にロシアによるウクライナ侵攻があつて、それをきっかけとして物価がぐわっと上がりました。一方、賃金は、今年の春闘でこそ、連合の調べで5.1%の賃上げと、これは大企業ですね、となったんですけれども、中小企業はなかなかそこまで進まない。年金もマクロスライドで、マクロスライドで

物価高に追いついていないと。そういうのが町民の経済的な困窮の1つになっています。

それから税金について。まずは消費税。消費税は30数年前、平成元年に導入されて以来、逐次、税率アップして現在10%にもなっています。それから、東日本大震災をきっかけに始まった復興特別支援税、これは中身として所得税と住民税に分かれますけれども、その所得税部分は何と2037年まで続くことになりました。また、住民税部分は税目を変えて森林環境税という名目が変わって、これまたずっと続くことになりました。それから、御承知のように住民税と抱き合わせで徴収されているみやぎ環境税というのがあります。それから、令和8年4月から健康保険料と抱き合わせで徴収される予定の子育て支援金というのがあります。もう明らかに増税なのに、増税と言わないで支援金という名目で税金というような形で取ろうとしています。ガソリンが高騰しているにもかかわらず、一向に撤廃されない暫定税率とかですね。それから、酒税とかガソリン税を払った上に、その税金の上にまた税金、消費税が課されるという二重課税の問題も全く解消されません。これもこういった状況、募金活動、赤十字にしても、緑の募金にしても始まった頃にはこういった状況になかったものですから。

それから社会保険料の引上げ、これは3年連続で国民健康保険料が引き上げられました。介護保険料も全国平均で3.5%も引き上げられました。私、募金を担当した班長さんから、町内会費の支払い、この支払いは年金支給日以降にしてほしいと、そういった家庭が結構あるということを経験した際に涙が出ました。また、大変役に立っているのに心苦しく感じました。正直言って、今の状況というのは普通の国だったら暴動に発展しかねない、そういった状況だと思うんですね。だからこそ、募金の要領については、町の立場は募金要領を統制できる立場でないにしても町民の苦しい懐状況をよく理解していただいて、募金の在り方について見直すべきだという認識に立っていただきたいと思うんです。さらに言えば、町長は全国、よく分らないですけども、市町村会とか何か、首長が集まる場において可能であれば問題提起をしていただきたいと思います。答弁は求めません。

では、引き続き2番目の質問の再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁では、時系列のとおり③、②、すなわち環境省のガイドライン、それから②電気事業法の届出という順番で町長の答弁がありましたので、私も準備していたのは②、③の順なんですが、③、②の順で再質問させていただきます。

③の環境省のガイドライン、これが条例制定の必要がないとした理由の1つになっていました。先ほどの答弁ではですね、そこで、再質問します。

③は、基本的に事業者の自発的な行動、善意ある行動を期待するものであって、②の電気事

業法による届出以上に拘束力のない、したがって罰則規定もないものです。どんな内容がガイドラインに書いてあるかという、発電事業を予定する事業者は、まずは関係法令をしっかりと遵守してくださいね。それから、発電設備を設置しようとするときに立地検討段階、そして設計段階、それぞれの各段階において2つほどアドバイスというか、ガイドラインとしてこうしてくださいということを示しています。立地検討段階では、2つのうち1つをまず言うと、市町村にあらかじめ相談してください。2つ目は、地域住民に事業予定を周知してくださいといったものです。設計段階においても2つのアドバイスをしています。1つは、地域住民に事業計画を説明し意見聴取を行ってください。2つ目は、チェックリストに基づき環境への配慮をお願いしますというものです。言ってみれば、この環境省のガイドラインというのは、よい子の皆さん、横断歩道を渡る時は手を上げて渡りましょうねというようなものなんです。何ら拘束力がない、環境省から、あくまでガイドライン、指針としてこうしてくださいよ、これを参考にして行動してくださいよということで事業者に自発的な行動を促すもの、善意ある行動を期待するものです。それ以上のものではありません。

ちなみに実際に条例を制定した某自治体に確認したところ、条例制定の1つのきっかけとなったのが①の県条例、①の県条例があつたにもかかわらず無届けで事業を行っていた事業者が確認されたということもあつて、要するに、それが条例制定のきっかけとなったということで教えてくれたんですけども、要するに、そうした悪意の事業者に対しては①県の条例なんか全く関係なく、ましてや③、よい子の皆さんみたいな③は全く機能していなかったということです。これで本当に③の環境省のガイドラインをもって条例の代わりとなり得ると考えているのか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、環境省ガイドラインによって太陽光発電の設備が無届けで設置されるということに関しましては、まず条例上、今回必要がないということでお話しさせていただいている件につきましては、まず併せて電気事業法の改正がございました。電気事業法の改正におきましては、10キロ以上50キロワット未満の設備につきましては小規模電気事業ということで届出が義務化されております。かつ、その届出に関して環境省のほう、すみません、法律の改正に伴って改めて罰則規定も設けられていることになっておりますので、罰則につきましては、30万円以下の罰金、併せまして届出義務を怠った場合も同じように罰金の規定が出ておりますので、かなり罰金、罰則があるということは刑事罰に値するものということで私たちも認識しております。

ということで、そういった届出を出さずにやるということは、まず町ではそういったことは想定はしておりませんので、今回、順番は逆になるかもしれませんが環境省のガイドライン、併せてあと電気事業の改正によって、そういったものの担保は町のほうで取れているものということで、今回、条例の制定については考えてはおりません。

以上です。

○副議長（鈴木晴子君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 今の答弁は、私の③が本当に条例の代替機能を有するののかというのに対して②があるからという話なんですけれども、じゃ②については後ほどお伺いします。

引き続き③のことで。③では、事業者の皆さん、事前に自治体に相談してくださいねというように呼びかけているんですが、先ほど私が申し上げたように、さきの定例会においては町の答弁の中で事業所の件数30件とありました。これは正確には、部長も認識されてらっしゃいますけれども正確には38件です、38件。その後、本当は部長が、ちょっと話ずれますけれども修正答弁が必要かと思えます、会議録に残るので。

まあ、それは置いといて、③が本当に機能するのであれば、現在38件もある発電事業者のうち、少なくとも③制定以降、すなわち令和2年以降に事業を開始した事業者は事前に町に事前相談し住民に周知したと思えます。恐らくそのような事例は皆無だと思います。具体的に言うと、私がさきの定例会に先立って生活環境課長にお伺いしたところ、何をお伺いしたかということ、町に発電所が何件あるかと聞いたところ、3件ぐらいだということでグーグルアースを見ながら3件ぐらいですねということでした。しかし、実際にはFITの固定価格買取制度ですね、これを参照すると38件ということでした。もし③がしっかりと機能して事前届出がなされていたのであれば、課長は事前にもう38件ちゃんとありますということで、その私の問合せに対して答えられたはずだったんですね。要は、環境省のガイドライン③は事前に町に相談してくださいねと呼びかけていても、実際にそんなことをやっている事業者はいないんです。いたかもしれません。ゼロではないかもしれませんが、少なくともほとんどは無届け、ましてや住民への事前説明なんかはないという状況だと思います。この辺の実態は答弁していただくとも長くなるので、もう省略します。

時間の関係で②、先ほど部長の答弁の中であった②の問題について移りたいと思います。

条例を既に制定している自治体の条例には、先ほど申し上げたように、ほぼ共通的に禁止規制区域の設定、自治体への届出義務、住民への事前説明義務、維持管理等義務が規定されています。一方、比較的、制定時期が新しい条例を読んでもと、さらにつけ加えて、廃棄物の適

正な処理、事業終了後の原状回復義務を課しているところもあります。複数あります。FITの期間というのは20年、それをたつと20年以降はあんまりもうからないので事業を終了することが予想されます。あるいは誰かに売っ払うと、そのとき放置される場合もあります。太陽光発電の先進地である九州、天気がいいからたくさん太陽光発電設備ができていますが、その九州ではそのような放置設備が逐次問題となりつつあります。顕在化しつつあります。誰も管理しない、管理者に電話してもつながらない、そのうち設備が老朽化してケーブルからの漏電により生い茂った草木が燃えて林野火災が発生する可能性があります。また有毒物質がパネルから漏れ出す危険性もあります。

近い将来、町内の発電設備も放置といった同様の問題を引き起こす可能性が高く、住民不安は高まる一方だと思います。条例を制定せずして、そのような起こり得る事態にどう対処するのか見解を伺います。

○副議長（鈴木晴子君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず先に、6月で私から答弁させていただきました内容について訂正をさせていただきます。

利府町に太陽光発電設備10キロワット以上につきましては38件で、うち8件が50キロワット以上ということとなっております。

一応今後ですね、続けて答弁をさせていただきます。

まず廃棄物につきましては、そのまま野放しになる、放置状態になるということで、国でもそういった問題があるということで、先ほど買取り制度ということでお話がありましたFIT制度ですね、そちらの制度の中におきまして、10キロワット以上の太陽光発電設備につきましては、産業廃棄物等の費用の積立てを義務化し、ともに事業計画の策定時に処分費用やその積立額を記載することが求められているということで、そちらのガイドラインも新たに制定されておりますので、それに沿った形で廃棄物等の処理はされていくものだという認識をしております。

○副議長（鈴木晴子君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） ありがとうございます。ただし念のため、その罰則規定について再確認をお願いします。

最後の再質問になるかと思いますが、繰り返しになりますけれども、当局は③、②、今言っている②が焦点ですけれども、②で条例の代替ができるから要らないんだということなんですけれども、この届出義務化以降も仙台市をはじめ6つの市町で関連条例が制定されている事実

を踏まえると、それらの市町は②が有効に機能しているにもかかわらず、部長がおっしゃったように有効に機能しているにもかかわらず unnecessaryな条例を制定したということになります。本当にそうなのでしょうか。

ちなみに、条例を制定した仙台市の担当者は、私の問合せに対して、②の届出というのは、単に電気保安上の必要事項を事前に自己点検し、あるいは事業開始後も適宜、確認しなさいということにすぎず、仙台市が求める災害防止を含めた生活環境等の保全に全く関係ないものだ。ということで、仙台市は②があっても条例を制定したということでした。

改めてお伺いしますが、仙台市をはじめとした6つの市町、②制定以降に条例を制定した6つの市町は unnecessaryな条例を制定したとお考えになりますか。

○副議長（鈴木晴子君） 町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

議員おっしゃる内容の条例制定につきましては、各市町、市町村ですね、それぞれの状況、生活環境等、自然環境等、その市町ごとにその状況は変わっております。ですので、例えば丸森町であれば、その丸森町の地質ですね、そういったものが心配されるので、土砂災害とかが警戒されるということで条例の制定とかに至っているということもお伺いしております。ですので、今回、電気事業法の改正以降、条例を制定している市町につきましては、それぞれの条例制定の背景があって条例を制定しているものと私たちは認識しておりますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（鈴木晴子君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） ありがとうございます。

ただですね、その背景はそれぞれ違うような答弁だったんですけども、背景には共通的な文言がたくさんあります。もう一度しっかりと御検討いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長（鈴木晴子君） 以上で、9番 浅川紀明君の一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合により、明日9月5日は休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木晴子君） 異議なしと認めます。したがって、9月5日は休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は9月6日でございます。定刻より会議を開きますので御参集願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでございました。

午後1時53分 散 会

上記会議の経過は、事務局長川口 優が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和6年9月4日

副 議 長

署名議員

署名議員